



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年11月28日金曜日 第2627号

◇ 目 次 ◇ 告 示

不当品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の一部改正.....（県民生活課）... 998

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）...1000

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（ " ）...1000

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）...1001

農用地利用配分計画の認可.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）...1001

保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）...1001

落札者等の告示.....（会計課）...1002

道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....（中予地方局管理課）...1002

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1002

指定道路の指定.....（ " ）...1002

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1002

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）...1003

道路の区域変更（県道久万中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1003

道路の区域変更（県道立石内子線）.....（ " ）...1003

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1003

道路の供用開始（県道池田中山線）.....（ " ）...1004

道路の区域変更（県道八幡浜三瓶線）.....（南予地方局西予土木事務所）...1004

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1004

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（県民生活課）...1004

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）...1006

公営企業公告

医療機器の借入れ.....（公営企業管理局総務課）...1006

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1308号

不当品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書（昭和47年12月愛媛県告示第1173号）の一部を次のように改正し、平成26年12月1日から施行する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第2項</u>の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;">省 略</td> </tr> <tr> <td>上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第1項</u>の規定により、立入検査</td> <td>上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第2項</u>の規定により、立入検査</td> </tr> </table>	省略	省 略	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第1項</u> の規定により、立入検査	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査	<p>不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第3項</u>の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;">省 略</td> </tr> <tr> <td>上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第2項</u>の規定により、立入検査</td> <td>上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第9条第2項</u>の規定により、立入検査</td> </tr> </table>	省略	省 略	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査
省略	省 略								
上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第1項</u> の規定により、立入検査	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査								
省略	省 略								
上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査	上記の者は、不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第9条第2項</u> の規定により、立入検査								

又は質問をする職員であることを証明する。

省略

省略

(裏)

省略

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2~10 省略

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) 前条 同条 の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

又は質問をする職員であることを証明する。

省略

省略

(裏)

省略

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 省略

2 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) _____前条 同条 の罰金刑

3 省略

か、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

3 省略

○愛媛県告示第1309号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ中寺店
今治市中寺字宮ノ下965番1 外20筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年7月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,313平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
142台
イ 駐輪場の収容台数
101台
ウ 荷さばき施設の面積

96平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

55立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

13箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成26年11月14日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目72番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時	24時間	平成26年12月20日	平成26年11月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午前0時15分まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1311号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年11月4日	愛媛県第1275号	混合有機質肥料	スーパー有機DX	窒素全量 1.7 りん酸全量 4.5 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社宇摩ボウトリー 愛媛県四国中央市土居町津根4392

○愛媛県告示第1312号

平成26年9月26日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
有限会社太陽ファーム	愛媛県西予市三瓶町朝立7番耕地122番地1	愛媛県北宇和郡松野町大字上家地57番1ほか23筆	32,368

2 認可年月日

平成26年11月19日

○愛媛県告示第1313号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町本組1079、1080、1086から1090まで、1127、1128、1133から1139まで、1148から1153まで、1177から1179まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

本組1079・1080・1087・1128・1133から1135まで・1137・1139・1152・1177から1179まで（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1314号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町寺村3047の1、3060、3061、3064

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

寺村3047の1・3060・3061・3064（以上4筆については次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1315号

次のとおり落札者を決定した。
 平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ガスクロマトグラフ飛行時間型質量分析装置 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月28日	株式会社北浜製作所松山営業所 松山市空港通七丁目14番4号-102	29,700,000円	一般競争入札	平成26年9月9日

○愛媛県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市食場町乙95番2地先	平成26年11月28日

○愛媛県告示第1317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成26年11月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第32号 平成26年11月19日	伊予市八倉字白丸287番1	松山市味酒町三丁目2番地3 ロイヤルガーデン701号 日 山 勝 巳 日 山 真 美

○愛媛県告示第1318号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
 平成26年11月28日
 愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成26年11月19日
- 指定道路の位置
伊予郡松前町大字北黒田字比羅野687番5、690番4
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 42.17メートル

(2) 幅員 4.20メートル

○愛媛県告示第1319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。
 平成26年11月28日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 堂 幸 典	宇和島市吉田町立間尻甲1130番地
"	梅 本 恵 造	宇和島市吉田町知永4番耕地702番地1

"	毛利 信介	宇和島市吉田町立間2番耕地103番地3
"	清家 康生	宇和島市吉田町立間2番耕地1011番地
"	薬師寺 三成	宇和島市吉田町立間1番耕地889番地
"	大谷 重善	宇和島市吉田町深浦3番耕地34番地
"	清家 博士	宇和島市吉田町法花津1番耕地305番地
"	赤松 與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地
"	松下 健一	宇和島市吉田町白浦145番地
"	土山 治雄	宇和島市吉田町沖村甲1774番地2
"	清家 國重	宇和島市吉田町沖村甲3163番地2
"	宮本 定康	宇和島市吉田町白浦外甲639番地
"	山口 公太郎	宇和島市吉田町奥浦乙729番地
"	土居 久忠	宇和島市吉田町南君1603番地
"	浅野 鹿男	宇和島市吉田町南君635番地3
"	鈴木 作典	宇和島市吉田町鶴間398番地
監事	池田 正	宇和島市吉田町立間尻甲441番地
"	河野 行雄	宇和島市吉田町白浦1450番地
"	西口 雅則	宇和島市吉田町奥浦甲1751番地1

"	清家 卓	宇和島市吉田町立間1番耕地2272番地
"	毛利 信介	宇和島市吉田町立間2番耕地103番地3
"	清家 康生	宇和島市吉田町立間2番耕地1011番地
"	牧野 栄夫	宇和島市吉田町深浦3番耕地165番地
"	酒井 作弥	宇和島市吉田町法花津6番耕地43番地
"	赤松 與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地
"	中野 源昭	宇和島市吉田町白浦1452番地
"	土山 源一郎	宇和島市吉田町沖村甲1655番地
"	山下 重蔵	宇和島市吉田町河内甲524番地
"	大久保 南海夫	宇和島市吉田町河内甲218番地
"	奥田 峰男	宇和島市吉田町奥浦甲405番地
"	早尾 一男	宇和島市吉田町南君454番地
"	佐々木 稔	宇和島市吉田町南君2093番地10
監事	薬師寺 岩夫	宇和島市吉田町浅川778番地2
"	西山 吉和	宇和島市吉田町立間1番耕地1949番地
"	清家 康久	宇和島市吉田町沖村甲1052番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	本田 義歳	宇和島市吉田町立間尻甲478番地
"	清水 浅一郎	宇和島市吉田町鶴間398番地
"	梶 義廣	宇和島市吉田町知永4番耕地703番地2

○愛媛県告示第1320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年11月28日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

○愛媛県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2550番2から同町白杵2545番1まで	旧	メートル 5.6~26.7	キロメートル 0.133	
			新	5.6~226.7	0.133	

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	立石内子線	喜多郡内子町村前1852番2から同町村前1799番2まで	旧	メートル 6.0~11.0	キロメートル 0.064	
			新	13.0~21.2	0.064	

○愛媛県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1852番2から 同町村前1799番2まで	平成26年11月28日

○愛媛県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北5586番から 同町大瀬北5585番4まで	平成26年11月28日

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜三瓶線	西予市三瓶町和泉字カワチ甲701番2地先から 同字甲700番1地先まで	旧	メートル 11.5～40.0	キロメートル 0.046	
			新	11.5～32.0	0.046	

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜三瓶線	西予市三瓶町和泉字カワチ甲701番2地先から 同字甲700番1地先まで	平成26年11月28日

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長					主幹	部長	局長
県民生活課	1~4 省略						1~4 省略						
	5 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 資料提出要求(第4条第2項、第12条第11項、不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令(以下この部において「政令」という。))第10条第1項)					5 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 違反業者に対する禁止若しくは再発防止のための必要事項又は公示その他必要事項の指示(第7条)					
		2 措置命令(第6条、第12条第11項、政令第10条第1項)						2 消費者庁長官に対する措置請求(第8条、第12条)					
		3 報告の徴収及び立入検査(第9条第1項、第12条第11項、政令第10条第1項)						3 報告の徴収及び立入検査(第9条第2項)					
		4 消費者庁長官への報告(政令第10条第2項)											
6~14 省略						6~14 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項						別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者						局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐					部長	課長	課長補佐
総務課	1~18 省略					総務課	1~18 省略						
	19 不当景品類及び不当表示	1 資料提出要求(第4条第2項、第12条第11項、不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する						19 不当景品類及び不当表示					

防止法の施行に関する事務	政令（以下この部において「政令」という。）第10条第1項）				
	2 報告の徴収及び立入検査（第9条第1項、第12条第11項、政令第10条第1項）				
20～44 省略					

備考 省略

防止法の施行に関する事務	1 違反業者及び関連事業者に対する報告の徴収及び立入検査（第9条第2項）				
20～44 省略					

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の規定に基づく資料の提出の要求に関すること。</u></p> <p><u>(8)の2 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(9)～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(9)～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年11月10日	NPO法人 SHARE LIFE DESIGN	山本 康 弘	松山市日の出町2番27号	本法人は、「留学生の住宅不足の解消」と「グローバル化に対する日本人の能力の向上」「増加する空き家の解消」「地域コミュニティの再生」を目的とする。そのために、人と人、人と地域、人と世界を繋げ、互いに学び合い成長できる場を創造することで、心豊かな生活を送ることができる世界を実現する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年11月28日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

一般撮影F P Dシステム 1式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成27年3月16日から平成33年3月15日まで

(5) 借入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 設置完了日

平成27年3月13日

(7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成26年12月22日（月）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成27年1月5日（月）から平成27年1月8日（木）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、1月8日は午後1時59分まで））。
紙入札による場合は、平成27年1月8日（木）午後1時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成27年1月8日（木）午後2時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成26年12月22日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。
 - (9) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Flat panel detector radiography system , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 1:59 p.m . , 8 January 2015
 - (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794